

様式第2号(第8関係)

会議の開催結果

1 会議名	平成19年度 第1回さいたま市花とみどりのまちづくり審議会
2 開催日時	平成19年6月1日(金) 14時00分から16時25分まで
3 開催場所	さいたま市役所 別館2階 特別会議室
4 出席者名	【委員】丸田 頼一、佐々木 寧、島田 由美子、半田 真理子、松原 由佳、武藤 哲夫、森田 博 【事務局】三川都市計画部長、中野都市計画部副理事、辰沢都市計画部副理事、元井都市計画部次長、奥みどり推進課長、土屋みどり推進課課長補佐、大塚みどり推進課長補佐、並木主幹、秋谷係長、秋谷主任、菊地主事、齊藤技師
5 議題及び公開・非公開の別	議題「屋上緑化推進制度の創設(案)について」 公 開
6 非公開の理由	
7 傍聴人の数	1人
8 審議内容	別紙 会議録のとおり
9 その他	

平成19年度

第1回さいたま市花とみどりのまちづくり審議会

会 議 録

日 時 平成19年6月1日(金)  
14時00分 から 16時25分 まで

場 所 さいたま市役所 別館2階 特別会議室

出席者 会長 丸田 頼一  
佐々木 寧  
島田 由美子  
半田 真理子  
松原 由佳  
武藤 哲夫  
森田 博

事務局 三川都市計画部長・中野都市計画部副理事  
辰沢都市計画部副理事・元井都市計画部次長  
奥みどり推進課長・土屋みどり推進課課長補佐  
大塚みどり推進課課長補佐・並木主幹・秋谷係長  
秋谷主任・菊地主事・齊藤技師

■ 平成19年度第1回さいたま市花とみどりのまちづくり審議会 会議録

平成19年6月1日(金) 14:00~16:25

発言者	意見内容
<b>【 議題1 屋上緑化推進制度の創設(案)について 】</b>	
事務局から、屋上緑化推進制度の創設(案)について、資料に基づき説明	
佐々木委員	内容に重要な問題がある。例えば6ページの屋上緑化と7ページの算定面積について、今までは区画の60%以上を地上部に植栽するものであったが、今後は屋上緑化と壁面緑化だけの緑化でも良いということか。
事務局	60%の基準については、屋上部での緑化に限定したものである。 現行の緑化指導基準では、屋上部で緑化をする場合、区画の60%以上に高木、低木を植栽することとなっている。 地上部での植栽を区画の60%以上設けるものではない。
佐々木委員	7ページの高木、低木による緑化面積の制限はないとあるが、まったく使わなくても良いのか。
事務局	植栽本数の上限を設けないので、いくら使っても良いと解釈していただきたい。
佐々木委員	逆を考えれば、7ページ②「生垣、つる性植物でのフェンス緑化」が2分の1、④の「建築物の緑化」が2分の1、これを合わせて「1」と解釈してよいか。
事務局	②の考え方についてだが、他の③、④には「規定の」とあり、②は「地上部の」とある。敷地面積により緑化が必要となる面積が異なるため、②から④の植栽場所に対し、どの程度の割合を設定するかを現在検討している。 ③、④の「規定の」については、例えば緑化が必要となる面積の2分の1までを屋上緑化で算定してよいということである。 この考え方であれば、高木、低木での緑化が0になることはない。
佐々木委員	地上部での緑化の制限についての記述はどこか。
事務局	地上部に関する記述箇所はない。全体緑化面積から、7ページ表③、④の建築物緑化の面積を差し引いたものが地上部の緑化となり、表の①、②が該当する。
佐々木委員	議題は建築物の緑化推進に係る制度だが、地上部の緑化が無くなるというのは困る。
事務局	市としても、基本的には地上部で緑化していただきたいが、地上部での緑化が難しい場合においても、できる限りバランス良い緑化をお願いしたいとの意味で挙げさせていただいたものである。

発 言 者	意 見 内 容
佐々木委員	地上部では、どのくらい緑化しなければならないのか。
事務局	<p>7ページの表が解り難いので、整理して解り易いものとする。</p> <p>算定面積の制限について、①の高木、低木などによる緑化面積は、いくらでも設けてよいという意味である。②については、地上部緑化の半分まで、生垣、ツル性植物での緑化を認める考えである。</p> <p>言い換えれば、①、②の方法で地上部分の緑化を100%行うこととなるため、①の高木、低木での緑化は、最低でも地上部での2分の1必要となることが言える。</p>
佐々木委員	生垣緑化と屋上緑化は、木を使うのが難しいため、基本的には丈の低いものが主となるが、これは逆に後退になるのではないか。
事務局	6ページの屋上緑化の取り組みの中の60%の記述について、今までの指導基準では、屋上緑化を行った場合、区画の60パーセント以上、に樹木を植栽する基準であったため、実際に屋上緑化を行う者がなく、本市の屋上緑化の普及に繋がらなかった。今回、この基準を改正して、技術の進歩を踏まえた現実的な屋上緑化を行って欲しいという趣旨である。
半田委員	6ページにある「植栽基盤」という言葉の意味だが、植栽基盤と聞くと成長に良いものと受け止めてしまうが、それを縁石で区画しなければいけないというのは、いかがなものか。
事務局	専門的な立場から、どのような表現が良いかご教授いただきたい。
佐々木委員	地上部では、「縁石」で表現するかもしれないが、屋上で「縁石」は適切ではないと思う。
事務局	意味としては、屋上で一定区画を明確にするという趣旨である。
半田委員	「縁石」ではなく、「区画を明確にする」との記述で良いのではないか。
事務局	記述について、事務局で引き続き検討する。
松原委員	<p>10ページの政令指定都市の行っている助成制度では、1箇所の支給額について、名古屋市では、個人は3㎡で、企業が10㎡とある。</p> <p>本市の場合、個人も10㎡とあるが、個人の家庭ではベランダ等限られたスペースを利用した緑化が多く、10㎡では無理と判断されてしまうのではないか。できれば3㎡程度の基準として欲しい。川崎市は個人も3㎡の基準であり、検討して欲しい。</p>

発 言 者	意 見 内 容
事務局	<p>前回審議会では、市民が5㎡、企業が10㎡としていたが、制度実施の効果をみるためには、ある程度の面積が必要と判断した。</p> <p>また、市民の税金を使って助成を行っていく中で、少ない面積に対して助成するのも難しい部分がある。市民に対する負担は増えるが、意欲のある人に助成する考えから、難しい数字ではないと判断した。</p>
松原委員	<p>5㎡や7㎡で助成金が支給されるのであれば、市民も意欲が湧くと思うが、10㎡では最初から無理と判断されてしまう。</p> <p>名古屋市のように、個人と企業で面積要件を別々に設けて欲しい。</p>
事務局	<p>面積要件については、引き続き検討したい。</p>
島田委員	<p>今回は申請方式ということで、内容に進展があったと思う。</p> <p>罰則規定は設けてないが、県でも罰則はないとのことなので、基準を守ることを前提に、指導を進めていくと解釈している。</p>
事務局	<p>罰則規定を設けることが良いかについては、市においても検討したが、罰則の前に勧告というのがあり、手続きを行っていない方に対しては、罰則ではなく勧告の指導を考えている。</p> <p>罰則については、市法規担当とも協議したが、なかなか難しいとの回答であった。</p> <p>さらに、氏名の公表などについても検討したが、現実的に実施できるのは勧告の指導になる。</p>
島田委員	<p>担当課の職員の強い指導力を期待する。</p>
佐々木委員	<p>9ページで助成対象が市街化区域とあるが、そうなると市街化区域外の市民は対象外になる。先程の10㎡の問題と同様、これも問題であり、一般市民は主たる対象とはしない考えか。制度の効果を考えれば広い面積の方が良い訳であるが、緑豊かな場所でも住宅は住宅なので、努力するなら市街化区域以外でも、市民の意識の高揚として、狭い面積でも場所がはずれても、全てを対象としてはどうか。但し、全市的に実施すると助成金の問題もあるので、検討をしなければならない。</p> <p>また、今回は民間を対象にしているが、緑の基本計画で担保性のある緑に挙げられている「公共機関・公共施設」に関して、基準を守らせるような何かを1つ謳うべきではないか。公共機関は民間に対して率先して基準を守らなくてはならない。例えば区役所、学校等は25%の基準を達成しているのかを規範として示す等、市民に対し、公共の場は率先して模範となるようにするべきである。</p>

発 言 者	意 見 内 容
事務局	<p>先程、助成面積について議論いただいているが、他市の事例として、京都市では助成面積を5㎡にしたところ、実施2日で予算枠上限になってしまったと聞いている。本市においても5㎡、10㎡のいずれが良いかについては今後検討することとしたい。</p> <p>また、本市は昨年8月より公共緑化マニュアルの運用を開始し、新設の施設については、これまでの20%から25%に緑化率を強化したため、指導を今後徹底していく。</p>
丸田会長	<p>この制度は、みどりの条例の中で位置づけられるのか。先程、罰則は含められないとのことで、実際、罰則の条文化は無理であろう。</p> <p>今回の趣旨は、助成を目的とした条例化であって、これを引き金として、緑化を誘導していくというものであろう。</p> <p>また、10ページの詳細については、運用の際の基準あるいは要綱に当たる内容であろう。</p>
松原委員	<p>11ページの情報提供について、浦和美園の周りに新しい家が増え、花や木の植え方がわからない方に対して現在、私が教えているが、関心のある人が増えているようである。</p> <p>今、ジャスコで緑を増やす運動として、敷地内に「植樹祭」と称した植樹活動を実施しているが、何百人もの人が来て、苗が足りない状況が毎回続いているなど、市民の関心は増えていると思われる。</p> <p>市報ではそのような情報が少ないようだ。さいたま市で緑を推進する課として、「此処に花壇を作しましょう」とか「此処に木を植えましょう」といった情報を発信して欲しい。コンクール実施するのも良いが、採点があると自信のある人や関係者等が参加するので、「皆で何かを行う」といった、初心者など誰もが参加できるものを増やして欲しい。</p> <p>また、市報には大きく掲載して欲しい。みんなに解り易く情報を提供してあげれば、もっと参加者が増えると思う。</p>
丸田会長	<p>首都圏のヒートアイランドの状況を調査する機械があるようだが、さいたま市では調査を実施したのか。</p>
事務局	<p>実施していない。</p>
丸田会長	<p>さいたま市での現況をどのように考えているのか。都区内の温度が高いのは解っているが、さいたま市もかなり高温になっていると思う。現況をどのように整理するのか。</p>

発 言 者	意 見 内 容
事務局	<p>国は関東レベルでの調査を実施しているようで、赤で示す高温域が東京から熊谷あたりまで帯状に連なり、瓢箪のような形でさいたま市の上を通っているものが気象庁で発表されている。</p> <p>具体的な取組みは、市環境部でもヒートアイランド対策として、また、「風の道」のテーマで、八都県市でも取り組んでいくことを確認している。</p>
丸田会長	<p>なぜ、屋上緑化という制度をさいたま市で取り上げなくてはならないかというコンセンサスが大事である。お金の問題もあるが、それよりも、なぜ都区内でやる施策をさいたま市が行うのかと市民から問われたときに説明できるデータを持っていないのでは、条例として位置づけること自体問題視されてしまう。他で行っているというのは答えにはならない。そのためには、自然科学的な解明が必要である。感覚で物事を言っている訳ではないのだから、温暖化を抑制するとか軽減する等、さいたま市としての理由付けが必要である。</p>
事務局	<p>参考資料の2ページに丸田会長が言われたような話がある。</p> <p>今後、さいたま市の特徴として、まだまだ人口が増えていくこと、それに伴い大型建築物が増加する傾向にあることが予想され、今のうちに屋上緑化・壁面緑化に取り組んでいかないと、市街地の中での目に見える緑は創出されていかないと考えている。温度環境の変化も右肩上がりとなっており、特に中心市街地は何とかしないといけないとの危機感を持っている。</p>
佐々木委員	<p>新都心の現状をみると、「けやきひろば」はあるが、尖ったビルなどは屋上緑化に適さず、航空写真でも屋上緑化を行っているビルが商業地域にはない。また高速道路を繋ぐメインとなる道路の緑化が出来ていない。</p> <p>さいたま市のこれからの「顔」となる場所で、行政の担保性のある緑の「核」となる部分が新都心であり、東京と違う「さいたまの新都心」の原案となる場所が、現状ではいかがと思う。</p> <p>さいたま市のもう1つの特徴は安行であり、緑の生産地である。その割に、まちづくりに上手く活用されていない。</p>
事務局	<p>都市局長より、新都心にどんな緑をつくったら良いか、考えるようにとの指示があった。まちづくりを考えていくにあたり、「新都心」という大きい範囲で緑を考えなければならない。</p>

発言者	意見内容
佐々木委員	今、駐車場となっている元タワー建設地に新たな建築物を造るより、安全な緑地にした方がさいたま市は有名になる。そうでなければ、東京と同じになってしまい、さいたま市らしくなくなる。
半田委員	自分は東京のミッドタウンの近くに住んでいるが、4割が緑地である。再開発も現在は緑地を前面に出す考え方に変わっている。
事務局	半田委員の意見にあることが、現在市民が望んでいることであり、またステータスになりつつある。
佐々木委員	新都心をまちづくりを進める上でのリーディング・プロジェクトとして取り組んで欲しい。
丸田会長	緑化施設整備計画認定制度のように、税金問題を含めた緑地に対して軽減措置を適用できるような制度を一体的に捉えて、さいたま市の再開発、あるいは既存の市街地で中高層の箇所などを、「先導地区」といった曖昧な言葉で指定するのではなく、具体的な場所として明示した方が良い。
半田委員	10ページの表現で、「先導地区内の緑化指導基準に該当しない建築物・緑地を公開しない建築物は1㎡あたり20,000円」とあるが、これは、今は該当しないが助成をすることによって基準を満たす、つまり緑化を推進していくための助成であるという意味の表現に変更したほうが良い。
事務局	記述について検討する。
佐々木委員	屋上緑化で問題となるのはセダム緑化で、使っている材料が日本のものではない。屋上緑化・壁面緑化を進めるにあたって、奨励すべき植物は決めておく必要があり、強制ではなくとも、さいたま市が奨励すべきものは考えておくべきである。
森田委員	これから高層建築物が多くなるが、壁面・屋上での緑化はどの程度まで可能と考えられるか。
半田委員	屋上緑化の技術開発は、かなり進んでいる。壁面緑化も技術開発途上にある。屋上緑化も、壁面緑化も、成果が上がれば、それに伴い形も出来てくるので、前向きに捉えて推進して欲しい。



発 言 者	意 見 内 容
<b>報告事項1 見沼田圃の概要と活動について</b>	
事務局より、見沼田圃の概要及び市民活動について資料・DVDを用いて説明。 その後、引き続き島田委員より見沼田圃の市民活動状況について説明。	
森田委員	<p>見沼田圃の方に対し、自分は農家の立場で手伝いを行ったのが交流のきっかけであった。当初は、何年も続かないであろう、また農家の苦勞が果たしてわかるのかと思っていたが、次第に皆さんの目が輝いてきて、生き生きとしてきたのを感じた。</p> <p>また、年々会員数が増え、今では私たちが手伝う場もないほど皆さんが一生懸命やっている。近場でこのような農業体験をし、汗をかいて体験することで生きがいを感じる。</p> <p>この会が、今後も大きく、そして長く続けば良いと思う。</p>
丸田会長	今後、市は見沼田圃に対する施策、保全対策を講じていくものと理解しているが、年次報告等の報告を審議会でを行うのか。
事務局	次回審議会にて報告する
島田委員	<p>市が示した見沼の将来像が非常に重要である。</p> <p>セントラルパークの自然について具体的に述べられているが、見沼田圃の将来像をどうしていくのかに着目すると、先程の映像にもある、水と緑のネットワークづくりを大きく掲げて欲しい。</p>
<b>報告事項2 緑の基本計画（改訂版）について</b>	
事務局より、緑の基本計画（改訂版）の策定及びパブリックコメント実施状況等を報告。	
佐々木委員	<p>緑の基本計画の各施策は、これから実施するものであるから、行政は率先して模範を示さなければならない。</p> <p>ぜひ各部局も、例えば道路においても、単純に25%を緑化できるか、また区画整理事業においても、設計の段階で緑地を25%確保できるかなど、全ての施策において異なる分野に対する理解が必要となる。その上で、民間に対して屋上緑化を推進していただきたい。</p>
<b>報告事項3 樹林地基礎調査について</b>	
事務局より、昨年度実施した樹林地基礎調査の調査結果等について報告	
島田委員	<p>現在、保存緑地を新規指定する等の動きはあるのか。</p> <p>また、相続等による指定解除の動きはあるか。</p>
事務局	最近の傾向では新規指定は年間5件位、一方、解除は年間3件位である。

発 言 者	意 見 内 容
島田委員	指定要件が500㎡以上だが、500㎡未満のものでも、指定ができれば地域の緑地として残るので、面積要件を拡大する等の考えはないのか。
事務局	拡大について考えていきたい。特に市街地で面積は満たさないが景観上重要なものもある。また一方で、指定のあり方や助成制度のあり方について問われている部分もあるので、いずれにしても見直しが必要と考えている。
島田委員	今回報告書にある樹林地の評価指標は、それらを考慮してのものか。
事務局	今後の見直しにおいて、今回使用した評価指標が活かされてくる。新規で申請のあった樹林地がどのくらいのレベルのものかを測る「ものさし」の役目を果たしてくれる。評価指標がやっと出来上がったので、これをどのように有効に活用していくかを次の課題としたい。
丸田会長	生産緑地事務は、都市計画課で行っているのか。
事務局	みどり推進課で行っている。
丸田会長	生産緑地の指定状況について伺いたい。
事務局	次回審議会にて報告する。具体的な数値ではないが、年々減少の傾向にある。
丸田会長	現在、さいたま市には何ヘクタールあるのか。
事務局	<p>緑の基本計画に平成17年時点の面積を記載している。</p> <p>1,516箇所、392.82haあり、市街化区域の約半分が生産緑地として指定されている状況である。</p> <p>なお、新規指定や廃止の場合に都市計画審議会に付議しており、審議会事務についても、みどり推進課で担当している。</p>
丸田会長	生産緑地の買取は行っているのか。
事務局	さいたま市になってからの実績は2件あり、公園用地として買い入れている。詳細については次回報告としたい。
丸田会長	生産緑地廃止の後の処置が問題である。殆どの場合が野放し状態となってしまうため、公園として転用できたのは良い結果である。

発 言 者	意 見 内 容
事務局	<p>買取申出の時点で、関係部局に対し活用希望の有無について照会しているが、申出地の道路付けの良否の問題等、希望に沿う土地がないのが現状である。</p>
丸田会長	<p>面積・箇所数が年々減る傾向にある中で、新規指定は行うが、廃止の際に行政は法の趣旨どおりの買取ができていないというのが全国的な傾向である。</p> <p>またの機会に報告をお願いしたい。</p>
<p>その他として、事務局より次回審議会の日程について説明を行った。</p> <p style="text-align: right;">（ 1 6 時 2 5 分閉会）</p>	